

令和3年度消費生活相談の概要について

福井県消費生活センター

○ 相談件数が前年度より減少

令和3年度に福井県消費生活センターに寄せられた消費生活相談は3,189件あり、前年度から103件減りました（前年度比96.9%）。

年齢層では、60歳代以上が全体の4割（44.7%）を占めています。

近年の相談件数は、3千件から4千件の間を推移しています。

○ 新型コロナウイルス感染症関連相談の減少

新型コロナウイルス感染症のまん延による消費生活への影響は沈静化しています。

令和3年度に寄せられた相談件数は65件で、前年度から256件減少しました（前年度比20.2%）。

相談内容は、「海産物の売上が落ちて助けてほしい」、「検査キットを購入したら研究用だった」など新型コロナの便乗商法が目立っています。

また、社会経済活動の落ちつきから店舗購入に関する相談が増加する一方、通信販売に関する相談が減少しています。

○ 若者（20歳代以下）の相談状況

本年4月に改正民法施行に伴い成年年齢が18歳に引き下げられましたが、令和3年度における18・19歳の相談件数は36件で前年度と同数でした。

令和3年度の若者の相談件数は270件で全体に占める割合は8.5%、前年度から65件減少しました。

全体に占める若者のトラブルは、マルチ・マルチまがいに占める割合（12件（38%））が高く、勧誘に対し社会経験が少なく、交友関係を壊したくないなどの心理を付いた商法です。

○ 令和3年改正特定商取引法の相談状況

「身に覚えのない商品が届いた（ネガティブ・オプション 令和3年7月施行）」や「お試しのつもりが定期購入だった」などのトラブル（未施行）が増加し、改正法は本年6月から全面施行されます。

令和3年度のネガティブ・オプションの相談件数は102件で、前年度から21件減少。定期購入の相談件数は187件で、前年度から69件減少しました。

○ フィッシング被害

電話や電子メールのリンクから偽サイト（フィッシングサイト）に誘導するなどにより、個人情報入手するフィッシング被害が増加し、令和3年度では107件で、60歳代以上が48件（44.9%）の相談がありました。

一方、「身に覚えのない請求を受けた」等の架空請求に関する相談件数は67件で前年度から67件減少（前年度比50%）しました。